

■ 総論(15の推進施策)と各論(障がい者分野)との関係について

総論 (15の推進施策)	各論						備考
	障がい者分野						
	1 地域生活支援	2 就労支援・社会参加	3 啓発・交流、広報・情報提供	4 権利擁護	5 差別解消	6 障がいのある子どもへの支援	
① 社会参加活動の支援	○	○	○				
② 健康づくり・介護予防							※地域、健康・医療、高齢者分野で盛り込む
③ 相談体制の充実と自立の支援	○					○	
④ 差別解消			○		○		
⑤ 権利擁護			○	○			
⑥ 地域単位の支えあい	○						
⑦ 地域包括ケアシステムの構築	○						
⑧ 認知症対策							※地域、高齢者分野で盛り込む
⑨ 障がい特性に配慮した総合的な支援	○	○				○	
⑩ 人材育成	○	○		○		○	
⑪ 公共施設・公共交通機関の整備		○					
⑫ 住環境整備	○					○	
⑬ ICT(情報通信技術)の活用等	○	○	○				
⑭ 医療体制、健康危機管理体制の充実及び生活環境の向上							※健康・医療分野で盛り込む
⑮ 持続可能な社会保障制度の維持	○						

参考：総論の方向性、推進施策と各論の取り組みの視点との関係

【障がい者分野計画の基本理念】

<素案>

障がいのある人となない人が等しく地域の中で自立し、社会の一員として共に生きる社会をめざし障がい保健福祉施策を進めてきたが、こうした考え方を引き続き尊重しながら、障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの能力を最大限発揮し自己実現できる社会をめざす。

【取り組みの視点(基本目標)】

<素案>

- (1) 自立の促進と支援(施策の方向性1)
 - a 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
 - b 当事者本位の総合的な支援
 - c 障がい特性等に配慮した支援
- (2) 地域で生活できる仕組みづくり(施策の方向性2)
 - d 地域社会における共生
- (3) 安全・安心のための社会環境整備(施策の方向性3)
 - e 差別の禁止
 - f アクセシビリティの向上

障がい保健福祉施策	取組の視点 (基本目標) (各論)	3つの方向性に基 づく推進施策 (総論)	3つの方向性 (総論)
1 地域生活支援	a, b, c, d, f	①③⑥⑦⑨⑩⑫⑬⑮	(1)(2)(3)
2 就労支援・社会参加	a, b, c, d, e, f	①⑨⑩⑪⑬	(1)(2)(3)
3 啓発・交流、広報・情報提供	a, c, d, e	①④⑤⑬	(1)(2)(3)
4 権利擁護	a, e	⑤⑩	(1)(3)
5 差別解消	a, e	④	(1)(3)
6 障がいのある子どもへの支援	a, b, c, d	③⑨⑩⑫	(1)(2)